

新潟家庭裁判所管内で
成年後見制度の
利用をお考えのあなたへ

よくあるご質問についてお答えします。

- 1 申立ては誰でもすることができますか？
- 2 申立てにはどのような書類が必要ですか？
- 3 申立てから審判が出るまでどのくらいの時間がかかりますか？
- 4 成年後見人等には、どのような人が選ばれますか？
- 5 後見人等に選ばれた後、どのようなことを報告するのですか？また、事務の報告はどのくらいの頻度で行うのですか？

1 申立ては誰でもすることができますか？

後見開始等の審判の申立ては、本人、配偶者、四親等内の親族等がすることができます。

2 申立てにはどのような書類が必要ですか？

1 申立書

2 標準的な申立関係書類

申立事情説明書, 親族関係図, 親族の意見書, 後見人等候補者事情説明書, 財産目録, 相続財産目録, 収支予定表 など

3 標準的な申立添付書類

本人の戸籍謄本, 本人の住民票又は戸籍附票, 成年後見人等候補者の住民票又は戸籍附票, 本人の診断書及び診断書付票, 本人情報シート写し, 本人の健康状態に関する資料, 本人の成年被後見人等の登記がされていないことの証明書, 本人の財産に関する資料, 本人の収支に関する資料 など

後見制度の申立てに御提出いただく主な書類は, 上記のとおりです。
詳しくは, こちらをご覧ください。

<https://www.courts.go.jp/niigata/saiban/tetuzuki/syosiki/index.html>



3 申立てから審判が出るまでどのくらいの時間がかかりますか？

申立内容によって手続が異なるので一概には言えませんが、令和2年1月から同年12月までに全国の家裁裁判所で終局した合計3万6804件の事件のうち、2か月以内に終局したものが全体の約7割、4か月以内に終局したものが全体の約9割でした。

4 成年後見人等には、どのような人が選ばれますか？

家庭裁判所では、後見等の開始の審判をすると同時に成年後見人等を選任します。

成年後見人等の選任に当たっては、家庭裁判所が、ご本人にとって最も適任だと思われる方を選任します。

本人のご親族が適任と思われる場合には、そのご親族を選任する場合もありますが、申立ての際に、ご本人に法律上又は生活面での課題がある、ご本人の財産管理が複雑困難であるなどの事情が判明している場合には、弁護士、司法書士、社会福祉士など、成年後見人等の職務や責任についての専門的な知識を持っている専門職を成年後見人等を選任することがあります。

5 後見人等に選ばれた後、どのようなことを報告するのですか？また、事務の報告はどのくらいの頻度で行うのですか？

次のような報告があります。

- (1) 初回報告
- (2) 定期報告

初回報告は、後見人選任後1か月以内に、定期報告は、初回報告から1年ごとの決まった時期に、家庭裁判所へ報告書を提出していただきます。

各報告の内容については次のページ以降をご覧ください。

(1) 初回報告について

後見人の仕事は本人の財産管理と身上保護です。後見人が本人の財産を管理するためには、まず、本人の財産の内容を正確に把握することが不可欠ですので、後見人に選任されたら、1か月以内に本人の財産の内容を調査し、その目録を作成します。また、本人の生活や療養看護及び財産管理のために毎年支出すべき金額の予定を立てます。

このように調査した結果について、後見人は、本人の生活状況、財産の内容及び収支予定を家庭裁判所に報告しますが、これを初回報告と言います。

(2) 定期報告について

初回の報告書を提出した後、1年ごとの決まった時期に、本人の治療や介護はどのようにされているのか、その財産管理の現状はどのようになっているのかなどの事務の内容を報告していただきますが、これを定期報告と言います。

後見事務は、本人に適切な療養看護を受けさせ、その財産を適正に維持管理するために行われるもので、後見人と家庭裁判所が協力する必要があります。そのため、後見人は、必要に応じて、家庭裁判所に対し連絡や相談をしていただくとともに、家庭裁判所の監督を受けることとなります。

なお、定期報告以外にも必要に応じて臨時に報告を求める場合があります。

成年後見制度の申立てや手続について

最高裁判所のホームページの中で手続説明や後見人等の事務についてのビデオが御覧いただけます。

申立てをご検討の際はこちらも参考にご覧下さい。

ビデオ「ご存知ですか？後見人の事務」
成年後見（手続説明）



https://www.courts.go.jp/links/video/kouken_nin_no_tetuduki/index.html

ビデオ「ご存知ですか？後見人の事務」
成年後見（後見人等の事務）



https://www.courts.go.jp/links/video/kouken_nin_no_jimu/index.html